第百九十条第二号ロ中「保険料等の支払を証する書類の提出等」を「給与所得者の保険料控除申告書」に改め、同号ハ中「第百九十四条第四項」を「第百九十四条第五項」に、「第六項」を「第七項」に、「第百九十四条第三項」を「第百九十四条第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同号ニ中「第百九十四条第四項」を「第百九十四条第五項」に改める。

第百九十四条第七項中「第二項」を「第三項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に、「居住者は」を「居住者（第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした居住者を含む。）は」に、「以下第六項」を「第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載がされた者を含む。以下第七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は前項」に改め、「居住者」の下に「（第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした居住者を含む。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定による申告書を同項の給与等の支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該支払者を経由して提出した同項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、居住者は、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができる。

第百九十五条第一項中「給与所得の金額」を「給与所得」に改め、同条第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に、「居住者は」を「居住者（第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした居住者を含む。）は」に、「が当該」を「（第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載がされた者を含む。）が当該」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定による申告書を同項の給与等の支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該支払者を経由して提出した同項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、居住者は、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができる。

第二百二十四条の三第一項中「対価（」の下に「その株式等が特定信託受益権（資金決済に関する法律第二条第九項（定義）に規定する特定信託受益権をいう。第四号及び次条において同じ。）に該当する場合にあつては金銭に限るものとし、」を加え、「支払調書」を「支払調書及び支払通知書」に、「株式等の譲渡の対価の」を「配当所得等の」に、「（個人番号又は」を「（個人番号及び」に改め、同項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同項に次の一号を加える。

四　その株式等（特定信託受益権に該当するものに限る。）の譲渡について資金決済に関する法律第二条第十項第二号に掲げる行為の委託を受けた同条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者（同法第六十二条の八第二項（電子決済手段を発行する者に関する特例）の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる者を含む。）

第二百二十四条の三第三項及び第四項中「対価（」の下に「その株式等が特定信託受益権（資金決済に関する法律第二条第九項（定義）に規定する特定信託受益権をいう。第四号及び次条において同じ。）に該当する場合にあつては金銭に限るものとし、」を加え、「支払調書」を「支払調書及び支払通知書」に、「株式等の譲渡の対価の」を「配当所得等の」に改める。

第二百二十四条の四中「対価」の下に「（その信託受益権が特定信託受益権に該当する場合にあつては、金銭に限るものとする。第二百二十五条第一項第十二号（支払調書及び支払通知書）において同じ。）」を加え、「（個人番号又は」を「（個人番号及び」に改め、同条第一号中「その者」の下に「又は第三号に掲げる者」を加え、同条第二号中「信託会社等の信託受益権の売買等を行う場合の準用」を「適用除外」に、「信託業務を営む金融機関が信託受益権売買等業務を営む場合の準用」を「信託業法の準用等」に改め、同条に次の一号を加える。

三　その信託受益権（特定信託受益権に該当するものに限る。）の譲渡について資金決済に関する法律第二条第十項第二号（定義）に掲げる行為の委託を受けた同条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者（同法第六十二条の八第二項（電子決済手段を発行する者に関する特例）の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる者を含む。）

第二百二十六条第三項中「公的年金等の定義」を「雑所得」に改め、同条に次の一項を加える。

6　第一項の給与等又は第三項の公的年金等の支払をする者が次の各号に掲げる報告書（第一項又は第三項の規定による源泉徴収票に記載すべきものとして財務省令で定める事項の記載のあるものに限る。）を当該各号に定める市町村の長に提出した場合には、これらの報告書に記載された給与等又は公的年金等については、当該給与等又は公的年金等の支払をする者は、第一項又は第三項の規定による源泉徴収票の提出をしたものとみなす。

一　地方税法第三百十七条の六第一項又は第三項（給与支払報告書等の提出義務）（これらの規定を同法第一条第二項（用語）において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により提出すべき給与支払報告書　同法第三百十七条の六第一項又は第三項に規定する市町村の長

二　地方税法第三百十七条の六第四項（同法第一条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により提出すべき公的年金等支払報告書　同法第三百十七条の六第四項に規定する市町村の長

第二百二十八条の四第一項中「支払調書」を「支払調書及び支払通知書」に改め、同条第二項中「」が、政令で定めるところにより第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項から第三項まで若しくは第二百二十七条から前条までに規定する税務署長（次項において「所轄の税務署長」という。）の承認を受けた場合又はこれらの規定により提出すべき調書等の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前項の規定に基づき記載事項を記録した光ディスク等を提出した場合には」を「」は」に改め、同条第三項中「所轄の税務署長」の下に「（第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項から第三項まで又は第二百二十七条から前条までに規定する税務署長をいう。）」を加え、「第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項から第三項まで又は第二百二十七条から前条まで」を「これら」に改める。

第二百二十九条中「移転し」を「移転し、」に、「から一月以内」を「の属する年分の所得税に係る確定申告期限まで」に改める。

第二百三十条中「移転し」を「移転し、」に改め、「その事実につき前条の届出書を提出すべき場合を除き」を削る。

別表第一農水産業協同組合貯金保険機構の項の次に次のように加える。

| 福島国際研究教育機構 | 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号） |
|---|---|

別表第二の備考⑴⑵中「第百九十四条第四項」を「第百九十四条第五項」に改め、同表の備考⑴中「第百九十四条第三項」を「第百九十四条第四項」に、「第百九十四条第四項」を「第百九十四条第五項」に改める。

別表第三の備考⑴⑵中「第百九十四条第四項」を「第百九十四条第五項」に改め、同表の備考⑷中「第百九十四条第四項」を「第百九十四条第五項」に改め、同表の備考⑷中「第百九十四条第四項」を「第百九十四条第四項」に、「第百九十五条第四項」を「第百九十五条第五項」に改める。

別表第四の備考⑴⑵中「第百九十四条第四項」を「第百九十四条第五項」に改め、同表の備考⑴中「第百九十四条第三項」を「第百九十四条第四項」に、「第百九十四条第四項」を「第百九十四条第五項」に改める。